

第 10 回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事概要

日 時：令和 7 年 11 月 4 日（火）10:00～12:00

場 所：虎ノ門 37 森ビル 12 階会議室（Web 会議併用）

出席者：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
林参与、藤谷参与、松前参与、弥永参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事】

1. 公益信託認可ガイドライン案について
2. 富裕層の寄附実態調査について

【概要】

○ 事務局から、資料 1 に基づき説明を行った。参与からの主な意見は以下の通り。

1. 公益信託認可ガイドライン案について

< 総論 >

○ 研究会資料 1 7 ページ ガバナンスについて

- ガバナンスのところは記載に工夫が必要と感じている。記載としてコンプライアンスの観点に終始しているが、大切なのは公益信託に携わる者が公益信託の目的のため（公益のため）に行為することであり、それが最初に来るべきではないか。「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告においては、公益法人制度について、コンプライアンスに加えて説明責任の充実や、公益法人が永続的・発展的に社会的課題解決に向けて取り組むということを強調していた。公益信託制度においても、コンプライアンスだけではなく、「より充実した公益のために」という内容を盛り込んでいただきたい。
- 同ページ①に「意思決定プロセス」と記載あるが、decision-making のプロセスというより、operation（業務処理）のプロセスと捉えるべきではないか。

○ 主な修正点

- 参考資料 1 の 25 番の指摘を受けて、付随的事業と収益事業との関係（修正点第 7）についての記載を削除されたことは適当であると考え。しかし、公益法人制度において、付随的事業が収益事業に当たるかどうかよりも、公益目的に照らして不合理でな

いかの判断の方が優先されるのは、法人税法施行令第5条第2項第1号において、公益目的事業は法人税法上の収益事業に含まれない（したがって課税されない）ことが明記されているからである。ある事業についてそれが公益目的事業か否かの規定がない場合は、いくら公益目的（本来の目的）に近い事業であっても、収益事業かどうかは外形的に判断する、という最高裁判例もある。したがって、ガイドラインの記載のみで解釈を変えることは難しい。

- 参考資料1の26番の指摘を受け、法人税法上の収益事業を行う場合に申請書の記載を必要とするという記載を削除されたのも適切な修正であると考え。ただ、国税庁は法人税法を独自に判断することから、公益信託事務として我々が認可しても、課税対象と判断されることはありえるので、各受託者で法廷闘争していただきたいという趣旨と理解した。研究会の第一回でも事前に幅広に規制していくことは望ましくないとし上げたが、それは適切な事後規制はありうべしという意味を含んでいる。今回の修正もそういう理解でよろしいか。
- 201ページの関連当事者取引の追記部分について、「取引発生総額が「資産の」100万円を超える場合には開示を要する」と書いてあるが、取引の発生総額が100万円を超える場合という趣旨でいいのかというのを確認したい。その上に関連当事者との取引総額の後にカッコ書きで「（公益信託の経常費用の額の十分の一の額が100万円を下回る場合にあっては経常費用の額の十分の一の額）」との記載があるので、この記載が生きているのであれば、今回追記した箇所においても「以下同じ。」と記載すべき。
- ガイドライン案上、「合議制機関」という言葉の使い方がやや混乱を生むと思う。3ページでは公益信託法上の「合議制機関」、すなわち内閣府や都道府県における認定等委員会が当たるが、これに対し6ページの（2）アの「合議制機関」は、公益信託法施行規則上の「合議制機関」を示しており、公益信託の中の選考委員会等の合議制機関を指す。これら2つについて、例えば注記などをつけて違いが分かるようにする方が良いのではないか。
- 参考資料2の7ページ、18番で記載したとおり、委託者の承諾書は、実務的には、信託の変更自体に委託者が関与しないケースも多く、委託者が死亡していたり、当該公益信託が何十年も続いていたたりする場合など、場合によっては移行認可の障害になる懸念があることから、個別に御配慮いただきたい。
- 第4章112ページにおいて、寄附は受託者の裁量で受け入れ可能だが、追加信託は変更認可が必要とされている。寄附と追加信託は実態としては同じであるが、この記載は、追加信託より寄附を推奨するのと同義で合理的ではないと考える。「定めがなくても委託者受託者受益者の合意で追加拠出が可能」というのが通常だと思うので、変更認可は特にいらないのではないか。

- 130 ページ注釈 107 で「受託者又は信託管理人が合議制機関の委員になることは想定されない」としているところ、現状の実務ではそれで構わないが、合議制機関の範囲として小学生や研究者に助成を行う場合の選考委員会など色々考えられ、受託者又は信託管理人が合議制機関の委員になることは想定されるのではないか。
- 146 ページの委託者の地位の移転には、委託者の相続による委託者の変更は含まれないとの理解でよい。
- 参考資料 4 の 1 番のとおり、公益信託法改正時の付帯決議において「小規模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。」が明記されているが、もう少しこの観点を意識した記載をガイドラインに記載いただきたい。
- 軽量型公益信託が前に出されたのはとても良い。ただし、もう少し規制緩和があってもいいと思う。信託の場合は信頼関係で成り立っていることを考えて、重装備にできない受託者を信頼しているからこそ重装備になっていないということを考慮すべき。参考資料 3 で、私が想定している公益信託の設定ケースを書いてみた。こういったケースについて、どのように行政庁や民間がサポートできるのかを考えていただきたい。
- 参考資料 4 の 5 番につき、今の軽量型は公益事務の収益・費用の基準額が 3000 万円となっているのだが、個人的には 3000 万円も額として大き過ぎるのではないかと考えている。収益・費用額が 1000 万円という基準にまで踏み込んで軽量について検討してはいかがか。
- 参考資料 4 の 6 番につき、軽量型であった公益信託が軽量型の枠から外れる場合の移行措置を検討いただきたい。また、寄附と委託との区別があいまいであり、ガイドラインでは混乱を呼ぶおそれがあるので、書き分けた方が良いのではないか。
- 参考資料 4 の 34 番、委託者が権利の全て又は大半を放棄している場合は、委託者保護の観点から考え、委託者名の非公開も選択可能とすべきである。
- 参考資料 4 の 23 番、1 億円以上の公益信託と 1 億円未満の公益信託とで、公認会計士等の関与について規模別規制を考えているのであれば、それらは改めて整理して、どこかでまとめて記載した方が良いのではないか。
- 参考資料 4 の 24 番、報告書類等について法人の方の総会で承認が必要かという点については記載が緩和されたと思われるが、前提として公益信託のガバナンスと法人のガバナンスを一つのものと考えるべきではないと思っている。重要な公益信託を行っっているが、法人のガバナンスの中でそのことを議論していないというのは、法人のガバナンスとしては問題がある可能性があるが、公益信託ガバナンスとしては問題なく、両者を混同しない方がいいと考えていることを再度指摘する。
- 寄附と委託との用語整理が必要、という指摘については同じ考え。信託譲渡と寄附との区別もできるし、広義の寄附なのか狭義の寄附なのか場面によって変わるので、何

を指すのかを明確にしていきたい。あわせて、受給者や利益対象者などの記載も法令に則り「受給者」に統一した方がいいのではないか。

- 信託事務年度について、一度設定した信託事務年度を後からずらしたり変更したりすることができるのかという点について確認したい。
- 112 ページの追加信託について、信託行為における定めがない場合という前提だが、信託法上の変更の問題と、公益信託認可の関係で変更する必要があるのかという問題があるのではないか。信託行為の定めがある場合も適用されるのであれば、より詳細に書く必要が生じる可能性がある。
- 第 4 章 112 ページの記載に関連し、委託者は受託者の同意で追加信託できる旨の条文を入れることとなる場合、変更認可が必要ないようにしていきたい。また、信託契約に「委託者が死亡した場合は～を委託者とする。」という条文が入っている、又は法定委託者の条文が入っている場合、実際に委託者が死亡したタイミングにおいて新たに変更認可や届出を経る必要がないという理解でよいか。委託者が死亡する前に後継の委託者を変更しておく場合は変更認可や届出が必要と思うが、実際に死亡したタイミングでの届出は法令上求められていないと思われる。
- 125 ページの 1 つ目の○の合有について、「特段の定めがなければ信託財産は（二人以上受託者が居る場合の当該受託者間で）合有とされている」と規定すると、特段の定めがなければ合有ではない信託財産を作ることができるかと読めてしまう。合有であるか合有ではないかは、特段の定めの有無によって変化するものではないため、「特段の定め」という記載は不要ではないか
- ガバナンスについて、岡本参与の発言のとおり公益信託のガバナンスと法人のガバナンスを一つのものと考えるべきではない。一方で、8 ページの「公益信託のガバナンス」の考え方については同意であり、一義的には信託管理人が責任を持つべきと考えている。それとともに受託者・委託者が相互に共働するべきということと理解した。ただ、信託管理人の責任の重さについて、もう少し分かりやすく記載すべきではないか。公益法人だけが受託者となるわけでは勿論なく、営利法人が受託者になる場合は厳しい目で見られると思われる。また 57 ページ以下の情報開示の項目に関し、大規模な公益信託が出てきた場合には具体的な在り方について関係機関と調整する旨記載いただいたので、追加意見はない。

2. 富裕層の寄附実態調査について

- 調査されるに当たり、寄附する方の傾向は調査した方がいい。例えば、公益のためであれば寄附先の属性等は問わないのか、特定の公益事業を支えるために寄附したいのかの傾向が分かると良いのではないか。公益信託という観点では、具体的に何か支えたい事業がある方は、自ら公益信託の委託者になることが想定されるが、公益のためであれば寄附先の属性等は問わないと思っている方は、公益信託に寄附をするとして

どの公益信託に寄附するか選ぶかというプロセスが発生するわけであり、最終的に公益信託の委託者にはならず、単に既存の公益信託等への寄附で終わるということも想定される。個人的には、前者に該当するような方が居ないと、公益信託という制度自体が前に進みにくいのではと思っている。

- 従来は富裕層の方々が所持する資産の類型として金銭が多かったと思われるが、近年は株などで資産を持つ方が多く、現金を持っている方が少ない。そうすると、寄附或いは信託をする資産類型次第でどのようなニーズが生まれるのか、という点は重要だと思う。また、今回は富裕層が対象なので外れるが、今後地域のコミュニティ財団のような活発に寄附を受けて資産譲渡等がされていそうな法人に対し、どのような寄附の相談を受けているか調査をした上で、「このような障害があって寄附が実現しなかった」というような事例があれば、そういった現場の状況を知ることができればよい。関連して、近年空き家問題が深刻になっているため、不動産提供のオファーの実態についても調査できればよい。

以上